

千葉県立八日市場特別支援学校・校内情報ネットワーク利用のガイドライン

1 利用の基本

千葉県立八日市場特別支援学校（以下、本校という）においてインターネットを含む校内ネットワークを利用するに当たっては、校内情報ネットワーク利用に関する情報セキュリティ基準に従い、また平成10年5月15日付け、県教育庁学校指導部指導課長発「教指第294号」の趣旨にのっとり、児童・生徒及び関係者の個人情報の保護に努め、その教育的効果に十分配慮した活用を図るものとする。

2 総合情報責任者・情報セキュリティ管理者・情報システム管理者

総合情報責任者は校長、情報セキュリティ管理者は教頭、情報システム管理者は情報教育係の係長とする。

3 審議会

総合情報責任者は、情報セキュリティに関する重要事項については、審議会を組織し、その意見を参考に決定する。審議会は、校長、教頭、事務長、教務主任、各部主事(3名)、情報教育係長の計8名の職員で組織する。

4 情報ネットワーク活用委員会

総合情報責任者は、情報ネットワーク活用委員会を設置し、運用が適正に行われるように配慮しなければならない。

情報ネットワーク活用委員会は、教頭、教務主任、各部主事(3名)、情報教育係(3名)、計8名の職員で組織し、ネットワークの活用が適切かつ有効に行われるよう以下の項目を協議するなど、職員の意見を採り入れ推進に努める。

- ①校内ネットワークおよびインターネットの利用に関する基本的事項
- ②公開情報の検討、Web ページ運用に関すること
- ③その他校内ネットワーク利用に必要な事項

5 セキュリティ

校内ネットワーク利用に当たっては、個人情報及びデータ等の保護に努めるものとし、次の事項を徹底する。

- (1)情報系ネットワークと校務系ネットワークは物理的に分離したネットワークとする。
 - ①情報系ネットワークに接続するパソコンを特定し、それ以外のパソコンは接続しない。
 - ②個人情報などの守秘性の高いデータ(以下、特定電子情報という)は、①により特定されたインターネットに接続できるコンピュータでは処理をしない。
 - ③特定電子情報は、校務処理用サーバ及びフロッピーディスク等の書き込み及び消去可能な記録媒体で管理し、恒常的に本校以外のネットワークから閲覧できないようにする。
 - ④ウイルス等の被害を防止するため、最新のワクチン(ウイルス等を発見し駆除するために作られたソフトウェア)によるウイルス検査を定期的実施する。
- (2)教職員は、自己の保有するパスワードに関し、次の事項を遵守しなければならない。
 - ①パスワードは秘密にし、照会等には一切応じてはならない。
 - ②パスワードは想像しにくいものとし、定期的に変更するなどして不正使用を防ぐようにする。

6 情報系ネットワークの利用形態

情報系ネットワークの主な利用形態は、次の各項に定めるものとする。

- (1)情報の発信
学校 Web ページ等により学校の案内、各教科や特別活動等の学習事項のまとめや地域への情報提供に努める。
- (2)情報の受信
学校の Web ページに対する意見等を電子メール等で広く一般から受け付ける。
- (3)情報検索と収集
Web ページ・電子メール等のインターネットツールを利用して、学習に関連する情報の検索・収集等に利用する。
- (4)教材作成
Web ページ・電子メール等を利用して、授業で活用できる画像データや文書データを収集・加工し、プレゼンテーションソフト等により教材づくりに活用する。
- (5)交流
Web ページ、電子メール、テレビ会議システム等のインターネットツールを利用して、学校と交流のある国内の学校や海外の都市・学校等との国内・国際交流に利用する。

7 校務系ネットワークの管理・運用等

校務系ネットワークの管理・運用に関して、次の各項に定めるものとする。

- (1)校務処理用端末は、誤って情報系ネットワークに接続されぬよう校務系ネットワーク用または情報系ネットワーク用端末であることを明示する。
- (2)特定電子情報が処理される校務処理用サーバにおいては、処理するデータを適正に区分けして格納するとともに、その情報を記録した記録媒体については、施錠が可能な場所に格納する。
- (3)校務処理に当たってはファイルを共有するグループ、利用者の権限を明確にする。
- (4)権限のない者がファイルを閲覧及び使用できないよう設定をする。
- (5)パスワードは、児童・生徒において想像しにくいものとし、厳重に保管する。
- (6)執務する部屋内において端末をログイン状態にして、離席しない。
- (7)端末等のハードディスク等に特定電子情報を保存しない。
- (8)校務処理用端末を執務する部屋等以外に持ち出す場合は、情報システム管理者の了解を得る。

8 公的な情報発信

- (1)インターネットの利用において、ネットワークを介しての Web ページ等による情報の発信を行うことができる主体は学校とし、原則として学校に設置したサーバにおいて行うものとする。
- (2)教職員や児童・生徒は、個人又は私的組織として開設している Web ページ上では、情報を開示している主体が学校であるかのような誤解を招く表現のないようにする。

9 電子メール

- (1)校長宛のメールの管理と対応については、校長が行うこととする。
- (2)教頭宛のメールの管理と対応については、教頭が行うこととする。
- (3)学校宛及び運用に関するメールの管理と対応については、情報システム管理者が行うこととし、総合情報責任者及び関係者へ伝達することとする。
- (4)教職員等のメールの管理と対応については、各個人が行うこととする。また、児童・生徒のメールについては必要のある場合、担当教員及び情報システム管理者が適宜指導し、適切な運用管理ができるようにする。
- (5)児童・生徒及び教職員のメールについて、システム運用またはセキュリティの必要性が生じた場合は、情報システム管理者は、総合情報責任者の許可ののち、児童・生徒及び教職員のメールを閲覧すること、メールの削除等適切な処理を講ずることができる。

10 学校Webページ

- (1)総合情報責任者は、開かれた学校づくり推進のため、学校 Web ページを開設するものとする。また、開設に当たっては平成 10 年 5 月 15 日付「教指第 294 号」の通知による協議を行うものとする。
- (2)学校 Web ページ公開の目的は、次のとおりとする。
 - ①児童・生徒の学習活動やその成果を広く公開する。
 - ②学校の紹介や教育課程、研究の取り組み等を広く公開する。
 - ③その他、教育活動をより充実・発展させることを目的としたこと、特に学校長が必要と認めたことに活用する。
- (3)学校 Web ページ上の登録データの管理は次の各項に定めることとする。
 - ①学校 Web ページの更新は情報システム管理者が行い、原則としてそれ以外の者が更新・変更することはできない。
 - ②情報システム管理者は、学校 Web ページの内容について総合情報責任者及び情報ネットワーク活用委員会の承認を得るものとする。
 - ③情報システム管理者は、学校 Web ページを日常的に閲覧し点検する。承認を得ずに掲載、更新したページを発見した場合は速やかに対処する。
 - ④児童・生徒に関する掲載情報について、本人又は保護者から掲載内容の訂正や削除の要請を受けた場合には、速やかに要請に対応した措置を講ずることとする。
 - ⑤第三者の著作にかかわる情報について、当該著作者から掲載内容の訂正や削除の要請を受けた場合には、速やかに要請に対応した措置を講ずることとする。
 - ⑥閲覧者等から掲載情報の内容について指摘を受けた場合には、校長及び情報ネットワーク活用委員会で協議した後、適切な措置を講ずることとする。

11 リンク

- (1)学校の Web ページに対する他からのリンクは、教育・研究目的のものについては原則として自由とする。また、著作権表示を明確にし、ページの複製等については、校長の同意を得ることを Web ページ上に明記する。
- (2)作品を掲示する場合は、原則として著作者の了解を得るとともに、著作者又は著作権者名及び制作年等を表示する。
- (3)学校の Web ページから他のページへのリンクは、教育的効果を十分配慮した上で設定するものとする。不適切な情報等が含まれると判断されたページへのリンクは設定しない。

- (4)学校の Web ページに掲載する作品、登録データ等の原著作物についてのデータはその著作権を明記する。児童・生徒作品については、原著作者である児童・生徒本人に帰属し、その他のデータは学校に帰属する。

12 個人情報

- (1)インターネットで発信する児童・生徒の個人情報の範囲は、次の各項に定めるものとする。

①氏名

原則としてフルネームは使わない。ただし、作品等に付す場合など・教育上必要がある場合に限り扱うことができるものとする。

②肖像(写真等)

児童・生徒の写真については、集合写真とするなど個人が特定できないよう配慮する。ただし、相手が特定される場合には、教育上の必要に応じて、個人写真を扱うことができるものとする。

③意見・主張等

児童・生徒の意見、考え、主張等については、教育上の効果が認められる場合において扱うことができるものとする。

④身体の状態

児童・生徒の身体や障害の状況等については、交流又は理解推進といった教育利用に際し、必要な範囲においてのみ扱うことができるものとする。

⑤生活に関する情報

国籍、思想・信条に関する情報及び住所、電話番号、生年月日は・発信しないものとする。年齢、趣味、特技等の個人の情報については、教育上の効果が認められる場合においてのみ扱うことができるものとする。

- (2)個人情報をインターネットを利用して発信する場合には、本人の同意(取り扱う内容及び本人の状況によっては保護者の同意)に基づいて発信するものとする。その際、インターネットによる発信の意義とともに発信にかかわる危険について、周知するものとする。
- (3)個人情報の発信に当たっては、インターネットの教育活用の目的を達成するために必要不可欠であると校長が認める場合に限ることとし、個人の権利利益の侵害の防止を図るよう努める。

13 児童・生徒への指導上の留意点

- (1)教職員は、著作権、知的所有権に配慮し、ネットワーク社会での基本的マナーや情報モラルの涵養を図るため児童・生徒に適切な研修・指導を行う。
- (2)教職員は、インターネットの特性を考慮し、教育上不適切な情報の取扱い等の指導を徹底する。
- (3)児童・生徒が Web ページや電子メール等で発信するデータや情報は、担当教員及び情報システム管理者の承認を得てから外部に発信するものとする。

14 禁止事項

- (1)発信する内容については常に吟味し、表現方法や人権に関わる表現等において不適切なものは発信しない。
- (2)学習活動に関連した有料データベース(新聞データベース、科学データベース、各種統計情報等)や有料の学習教材コンテンツの利用については、総合情報責任者と協議の上、学習活用に必要な場合に限り利用できるものとする。学習活用に関係ない有料データベースの利用は禁止する。
- (3)オンラインショッピング、ネットオークション、モバイルバンキング等の金銭の授受に関連したサイトの利用は、原則として禁止する。
- (4)インターネットを利用して入手したデータや情報については、適正な利用に努めるとともに、教育以外の目的に利用、提供又は複製してはならない。

15 校内情報ネットワーク利用のガイドラインの見直し

- (1)学校教育における校内ネットワーク利用の進展及び、社会情勢の変化や技術環境の変化に対応するよう、校内における十分な検討を経て、本ガイドラインは常に見直しを行うものとする。
- (2)コンピュータネットワークで使われる技術は、進歩・変化が非常に激しいため、最新の情勢に常に注意を払うこととする。
- (3)本ガイドラインは、学校 Web ページのいずれかのページ上において必ず表示するものとする。

16 報告の義務

総合情報責任者は、不測の事態が生じた場合「校内情報ネットワーク利用に関する情報セキュリティ基準」の「ネットワークの事故等に関する報告」に従い適切に対応する。

附則

- ・本ガイドラインは、平成 14 年 9 月 1 日から施行する。
- ・平成 17 年 5 月 2 日一部改正
- ・平成 18 年 5 月 1 日一部改正
- ・平成 19 年 4 月 1 日一部改正